## 起因物分類コード表

大分類	中分類	小	分	類	説明	起因物コード
	11 原動機	原	動	機	電動機、発電機、蒸気機関、蒸気タービン、内燃機関、 水車等をいう。	111
	12 動力伝導機構		転	軸	回転軸に附属するカップリング、カラー、セットボルト、ねじ、キー等を含む。	121
		ベル	ト、プ	' — IJ	伝導用ロープ、チェーン等のほか、ベルト、プーリー 等の附属品を含む。	122
		歯	Ø	車 他	歯車の附属品を含む。 上記に分類されない、クラッチ、変速機等をいう。	123 129
1	13 太	丸	の こ	盤	振子式丸のこ盤、トリマ、リッパ等のほか、携帯用丸のこ盤を含む。 昇降盤および傾斜盤は一般に丸のこ盤に該当するが、 災害発生の際、カッターを使用していた場合は139の 「その他」に分類する。	131
	加加	帯	の こ	盤	テーブル式のものを含む。	132
	木材加工用機械	力。	んな	盤	手押かんな盤、自動かんな盤等をいう。携帯用のもの を含む。	133
		7	の	他	上記に分類されない面取り盤、ルータ、木工フライス盤、ほぞ取り盤、木工旋盤、木工ボール盤、角のみ盤、チェンソー、木工用サンダ、ベニヤ製造機械等をいう。	139
	14 建設用等機械	トラ	クタ系	機械	作業装置部分が走行装置部分(台車)に対して旋回しない構造のもので、ブルドーザー、トラクタショベル等をいう。	141
動		ショ〜	ベル系	機械	作業装置部分が走行装置部分に対して旋回できる構造 のもので、パワーショベル、バックホー、クラムシェ ルードグライン等をいう。	142
		くい打機	およびく	い抜機	移動式クレーンにくい打ち用およびくい抜き用アタッ チメントを装置したものを含む。	143
カ	. 7枚	そ	Ø.	他	上記に分類されない締固め機械、せん孔機械、トンネル掘進機、コンクリート機械、舗装機械、道路維持除雪機械、ロッカーショベル等をいう。	149
		旋		盤	普通旋盤、タレット旋盤、立旋盤、正面旋盤等をいう。 木工旋盤を除く。	151
		ボー・研 削 船	ー ル	盤フ盤	中ぐり盤等を含む。  卓上(床上)用グラインダおよび可搬式グラインダを	152 153
機	15	プレス	機械、	シャー	含む。木工サンダ等を除く。   プレス機械とはクランクプレス、フリクションプレス、   ナックルプレス、油圧プレス等をいう。	154
					鍛造プレス、ハンマ、射出成形機等は除く。 シャーとは金属シャー、布または紙の断さい機等をい う。	:
	般				スライサー、スリッタ等は除く。	
械	動	鍛圧		ソマ	エアハンマ、スチームハンマ、スプリングハンマ、ドロップハンマ等をいう。プレス機械は除く。	155
	カー		心機 料	械概	遠心分離機、遠心脱水機、遠心鋳造機等をいう。   混合機とは、かきまぜ機、混和機、こねまぜ機等をい	156
		混合机	<b>灭、</b> 树	砕 機	低台機とは、かさませ機、低和機、こねませ機等をい   う。   粉砕機とは、ジョークラッシャ、円すい粉砕機、ロー	157
•	機				ルクラッシャ、エッジランナー、ボールミル等をいう。	
	械	ㅁ -	ー ル	機	金属用ロール機、練りロール機、カレンダーロール機、 印刷ロール機、食品製造用ロール機等をいう。 巻取ロールおよび製紙用ドライヤ等を含む。	158
	F	そ	<i>ත</i>	他	上記131~158に分類されない工作機械、繊維機械、パルプ・紙製造機械、紙加工機械、印刷製本機械、食品機械、農業用機械、射出成形機、スライサ、スリッタ、ポンプ、ブロワー、ファン、包装荷造機械等をいう。	159

大分類	中分類	小分類	説明	起因物コード
	-	ク レ ー ン	大井クレーン、ジブクレーン、橋形クレーン、アンロータ、ケーブルクレーン、テルハ等をいう。	211
	21	移動式クレーン	トラッククレーン、ホイールクレーン、クローラクレー ン、鉄道クレーン、浮きクレーン等をいう。	212
	動	デリック	ジンボールを含む。	213
	力	エレベータ、 リフト	エレベータ、建設用リフト、カーリフト、ダムウェー タ等をいう。	214
2	d d	揚  貨  装  置 	クレーンまたはデリックであって港湾荷役作業を行う ため船舶に取り付けられたものをいう。	215
物	ν	ゴンドラ	ゴンドラ安全規則適用のものをいう。 ゴンドラには人力によるものも含む。	216
上 げ	1	機械集材装置、運材索道	ウインチ等であっても機械集材装置の一部として用い られているものは機械集材装置に含む。運材索道には 重力式のものが含まれる。	217
装	ン	そ の 他	上記に分類されないホイスト、モーターブロック、ウ インチ等をいう。	219
置	等		ホイストであってクレーンの一部分として用いられているものはクレーンに分類する。	
運			ウインチであって、デリック、機械集材装置等の一部 分として用いられているものは、当該装置に分類する。 	
搬	22	トラック	トレーラー、ローリー、ミキサ車等を含む。	.221
機	動	フォークリフト	フォークリフトのフォークを他のアタッチメントに取 りかえたものを含む。	222
械	カ・	   軌 道 装 置	事業場附帯の軌道装置をいう。	223
	運	コンベア	ベルトコンベア、ローラコンベア、チェーンコンベア、	224
	搬 機	そ の 他	スクリューコンベア等をいう。 上記に分類されないキャブスタン等をいう。	229
	23	乗用車、バス	タクシーを含む。	231
	乗 物	鉄道車両その他	貨物列車を含む。 上記に分類されないバイク、航空機、船舶等をいう。	232 239
	31	ボイラー	蒸気ボイラー、温水ボイラー、熱媒を用いるボイラー	311
	圧		等をいう。 〔事故の型との関係〕 ボイラー点火時の逆火および煙道ガス爆発の起	
!			因物はここに分類する。	
	・カ	圧 力 容 器	加熱機、蒸煮器、反応器、蒸発器、スチームアキュー ムレータ、圧縮空気タンク等の圧力容器をいう。	312
3	容	そ の 他	上記に分類されない酸素ボンベ、溶解アセチレン容器 等をいう。	319
そ	器		ガス溶接に使用されていないものはガス溶接装置に分 類する。	
のし	32 化設 学備	化 学 設 備	圧力容器に該当しない反応器、蒸留塔、抽出器、分離 器、貯蔵タンク等をいう。	321
o	33	ガス溶接装置	アセチレンガス溶接装置、ガス集合溶接装置、その他 のガス溶接装置をいう。	331
装 装	溶		溶接、溶断に用いないガス集合装置は319の「その他」 に分類する。	
置	接	アーク溶接装置	裁覆アーク、溶接サブマージアーク溶接、炭酸ガスアー ク、ミグ溶接、ティグ溶接等に用いる装置をいう。	332
等	装置	そ の 他	上記に分類されないテルミット溶接、エレクトロスラ グ溶接、電子ビーム溶接、プラズマ溶接に用いる装置 等をいう。	339
	34 炉 窯 等	炉 窯 等	炉とは、高炉、転炉、平炉、電弧炉、電熱炉、ルツボ炉、キューボラ等をいう。 窯とは、ロータリーキルン、トンネルキルン、電熱窯、ガス発生炉等をいう。 煮沸槽、煮窯、乾燥設備等を含む。	341

大分類	中分類	小	分	類	説明	起因物コード
	35	送配	電	線等	引込線、屋内配線、移動電線等最終電気使用設備に至 るまでの電線類、支持用の塔、柱等を含む。	351
	€F2	電 オ	ל	設 備	変圧器、コンデンサー等のほか、開閉器類を含む。	352
	電気				【参考】 開閉器操作のアークによる傷害の場合の起因物 はここに分類する	
	設 備	そ	の	他	上記に分類されない照明設備、ハンドランプその他の 電気設備等をいう。 電孤炉、電熱炉、電熱窯は炉、窯等に分類する。	359
	39 .k	人力:	クレー	- ン等	チェーンブロック、手巻きウインチ、ジャッキ等をい う。	361
	力	人力		搬機	ねこ車、一輪車、自転車等をいう。	362
	人力機械工具等		カ ホ	幾 械	上記の361、または362に分類されない手回しプレス、 けとばしプレス、荷締機等をいう。	363
,	具 等	手	エ	具	ハンマ、スパナ、レンチ、スコップ、ツルハシ、手の こ、とび口等をいう。	364
	37 用	はり	l i	ご 等	はしご等の上で作業を行う場合のように作業面として のはしご、きゃたつ、踏台等を含む。	371
	月	玉を		用 具	玉掛用ロープ、チェーン等をいう。	372
			の	他	上記に分類されないロープ、万力、パレット等をいう 	379
	39 そ置 の	その他	の装置	、設備	上記311~379に分類されない冷凍設備、集じん装置槽   等をいう。	391
	の 他設				ガスストーブ等什器を含む。	
	の備装				タワー、タンク、サイロ、ビン、ピット等は化学設備 である場合を除き、仮設物、建築物、構築物等に分類 する。	
4	41	足		場	丸太足場、鋼管足場、わく組足場、うま足場、つり足場等をいう。 ゴンドラは、当該項目に分類する。	411
仮	仮	支	保	I	型わく支保工、ずい道型わく支保工、土止め支保工、 ずい道支保工等をいう。	412
設 物	設 物	階段、	, ż	ん橋	はしごを含む。	413
``		開		部	主として作業面としての分類である。	414
建 築	建 築	屋根、けた、	合掌			415
物、	物、		₹ , ₹	歩み板	ナトレフル光石トレスの八粒スセス	416
構	構	通 建 築 物	勿、 柞	路 講 築 物	主として作業面としての分類である。 建築物とは木造、鉄骨造、鉄筋鉄骨コンクリート造、	418
築 物 等	築 物 等				組積造等の建築物(建築中、解体中も含む)、建造中の 船舶等をいう。 構築物とは、えん堤、ずい道、橋梁、地下構築物、よ	
77	4	そ	の	他	う壁、タワー、サイロ、ビン、ピット、溝等をいう。 上記に分類されないものをいう。	419
5	51	爆発	性の	物等	労働安全衛生法施行令別表第1に示す、爆発性の物、 発火性の物、酸化性の物およびこれらに準ずる物をい	511
					う。   煙火、ダイナマイト等の火薬類を含む。	
物質	危 険 物	引火	性	の物	労働安全衛生法施行令別表第1に示す引火性の物およびこれに準ずる物をいう。 衛生的な災害の場合は有害物に分類する。	512
`	有	可燃	性の	ガス	衛生的な灰音の場合は有音物に力類する。   労働安全衛生法施行令別表第1に示す可燃性のガスを   いう。	513
材	害				衛生的な災害の場合は有害物に分類する。	
料	物 等	有	害	物		514
. ' '	.,	放	射	線	電離放射線傷害防止規則に定める放射線をいう。	515
	-	そ	の	他	上記に分類されないものをいう。	519

大分類	中分類	小 分 類	説明	起因物コード
	52	金 属 材 料	板、棒、パイプ、型材、帯材、綿材、ボルト、ナット、 ねじ、釘、スクラップ等をいう。 溶融状態の金属を含む。	521
	材	木 材 ・ 竹 材	丸太、板、角材、合成材等をいう。	522
	料	石、砂、砂利	 	523 529
6	61	荷姿のもの	コンテナ、箱もの、袋もの、ドラム缶等特定の荷姿の ものをいう。 運搬のためたばねたものを含む。	611
荷	荷	機械装置	特定の荷姿のものを除き、据え付け等のため運搬中の 機械装置等をいう。	612
7	71	地山、岩石	土砂崩壊、岩石の落下等によるものは、ここに分類する。	711
環	環	立 木 等 水		712 713
境	境	異常環境等	潜函病、潜水病、高山病等異常気圧による障害をおこした環境その他酸素欠乏危険環境、騒音環境等をいう。	714
等	等	高温・低温環境 そ の 他	高温または低温の作業環境をいう。 上記に分類されない動物、植物、風雪等をいう。	715 719
9	91 その 他 の 他 の	その他の起因物	上記のいずれにも分類されない病原菌、細菌等をいう。	911
その。	92 起因物	起因物なし		921
他	99 分不 類能	分 類 不 能		999

## (注)起 因 物

1 定 義

起因物とは、災害をもたらすもととなった機械、装置もしくはその他の物または環境等をいう。

2 分類および分類コード

この分類は、次の 8 項目の大分類とし、分類の名称、コードおよび説明は上記のとおりとする。 動力機械

物上げ装置、運搬機械

その他の装置等

仮設物、建築物、構築物等

物質、材料

荷

環境等

その他

## 3 分類 の方法

分類にあたっては、次の各号により正確なものを選択する。

- (1) 災害発生にあたっての主因であって、なんらかの不安全な状態が存在するものを選択する。 ただし、災害発生の主因が人のみにある場合には次の順により選択する。
  - イ 操作または取扱いをした物(墜落等の場合は作業面)
  - 口 加 害 物
  - ハ 起因物なし
  - 〔注〕起因物(災害をもたらすもととなったもの)と加害物(災害をもたらした直接のもの)とは同一になる場合が多いが異なる場合もあることに留意のうえ選択する。
- (2) 特に説明で指示されている場合のほか、2種以上の起因物が競合している場合ならびに起因物を決める判断に迷う場合には、災害防止対策を考える立場で重要度できめるものとし、なお判定しがたい場合は、分類番号の大分類、中分類について若い番号を優先し、小分類においてもコードの数字が若いものを優先する。
- (3) 加害物が溶接装置の火災のように機械、装置等の通常運転時に発するものおよび被加工物のように機械、装置等の一部と一体となって動くもの等の場合は、特に説明に指示されている場合のほか、当該機械、装置等を選択する。